

合併協定進行管理(生活環境課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第7回協議会確認										記事	
21-7 生活環境事業の取扱い		7 (整理番号)											
協定内容		(7)防犯対策事業については、新市において調整する。											
調整時期													
合併前	合併時	選挙議会	H17当初	H18.3	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4			
	(完了)			完了									
調整担当													
部名	市民部	課名	生活環境課										
例規調整状況													
例規調整完了													
廃止		-											
例規調整中		-											
		完了予定年月日：平成 年 月 日											
協定項目調整経過と内容及び問題点													
【調整経過】													
【内容】													
【問題点】													
協定項目の実施状況及び調整による合併効果													
【実施状況】		<ul style="list-style-type: none"> ・にかほ市防犯指導員に関する条例を制定、指導員を25名以内とし、防犯活動を効果的に行い犯罪及び事故のない社会づくりを推進するとした。現在家湯11名、金浦5名、仁賀保8名 計24名で活動を行っている。 ・にかほ市防犯協会として設立し、関係機関・団体等と連携を図り市民が協力し自主的な防犯活動を積極的に推進し、犯罪のない明るい住みよい地域社会を建設を目的とした。また、旧各町の防犯協会を支部組織として活動している。 ・平成19年度に安全安心まちづくり条例を制定し、身近な場所での犯罪を防止する為、基本的な理念を定め、市、市民、事業者等の役割を明らかにすると共に相互に連携し安全活動を通して市民にとって暮らしやすい地域社会の実現を図る。 ・平成19年に犯罪被害者等基本条例・犯罪被害者等見舞金支給条例を制定し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資するとともに犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を受けた者に対して犯罪被害者等見舞金を支給し、生活の安定と精神的被害の軽減を図る。 											
【合併効果】		市民の防犯と犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び生活安定と精神的被害の軽減を図る。											